

議事日程（第6号）

平成21年12月22日 午前10時04分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 議案第101号 由布市火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第102号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第103号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第104号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第105号 由布市小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第106号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第107号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第108号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第109号 由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第110号 由布市庄内特産物販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第111号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第112号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第113号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第114号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第115号 土地改良事業の施行について
- 日程第17 議案第116号 由布市土地開発公社定款の変更について
- 日程第18 議案第117号 市道路線の認定（上大六3号線）について
- 日程第19 議案第118号 市道路線の認定（上大六4号線）について
- 日程第20 議案第119号 市道路線の認定（五ヶ瀬線）について
- 日程第21 議案第120号 市道路線の認定（長野2号線）について
- 日程第22 議案第121号 市道路線の認定（岡平小平線）について
- 日程第23 議案第122号 市道路線の認定（岳本中央線）について
- 日程第24 議案第123号 市道路線の認定（中学校北1号線）について

- 日程第25 議案第124号 市道路線の認定（中学校北2号線）について
- 日程第26 議案第125号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第27 議案第126号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第127号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第128号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第129号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第130号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

追加日程

- 日程第1 発議第7号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書
- 日程第2 発議第8号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書
- 日程第3 発議第9号 全国学力・学習状況調査の継続とさらなる充実を求める意見書
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 議案第101号 由布市火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第102号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第103号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第104号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第105号 由布市小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第106号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第107号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第108号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第109号 由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第110号 由布市庄内特産物販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第111号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第112号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第113号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第114号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第115号 土地改良事業の施行について

- 日程第17 議案第116号 由布市土地開発公社定款の変更について
 日程第18 議案第117号 市道路線の認定（上大六3号線）について
 日程第19 議案第118号 市道路線の認定（上大六4号線）について
 日程第20 議案第119号 市道路線の認定（五ヶ瀬線）について
 日程第21 議案第120号 市道路線の認定（長野2号線）について
 日程第22 議案第121号 市道路線の認定（岡平小平線）について
 日程第23 議案第122号 市道路線の認定（岳本中央線）について
 日程第24 議案第123号 市道路線の認定（中学校北1号線）について
 日程第25 議案第124号 市道路線の認定（中学校北2号線）について
 日程第26 議案第125号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第5号）
 日程第27 議案第126号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第28 議案第127号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第29 議案第128号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第30 議案第129号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第31 議案第130号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

追加日程

- 日程第1 発議第7号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書
 日程第2 発議第8号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書
 日程第3 発議第9号 全国学力・学習状況調査の継続とさらなる充実を求める意見書
 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（22名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鷺野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |
| 5番 二ノ宮健治君 | 6番 小林華弥子君 |
| 7番 高橋 義孝君 | 8番 新井 一徳君 |
| 9番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君 |
| 13番 太田 正美君 | 14番 佐藤 正君 |
| 15番 田中真理子君 | 16番 利光 直人君 |
| 17番 久保 博義君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 工藤 安雄君 | 20番 生野 征平君 |

情報の開示に努めまして、議会答弁等に対応してまいりたいつもりでございます。

次に、初日に行政報告で報告いたしました湯布院町防災無線談合事件に係る住民訴訟の判決が確定しましたことに伴いまして、平成21年12月16日付で、沖電気株式会社に対して1,278万5,714円及びこれに対する平成12年12月18日から、支払い済みまで年5分の割合による金員を請求いたしましたので、報告をいたします。

なお、地方自治法第242条の3の規定によりまして、平成22年1月16日までに支払いがない場合には、訴訟を提起しなければならないこととなっております。

次に、本年5月1日に由布市消防本部から大分県防災航空隊に派遣をしており、訓練中に事故死をいたしました佐藤一起消防司令補に対する大分県消防補償等組合から、賞じゅつ金1,360万円が12月24日に支払いが予定されておりますことから、歳入受け込みと支出に係る補正予算について年内の支払いとしたいことから、専決処分でお理解をお願いしたいと思います。

次に、昨日大型産業廃棄物処理場建設に対することに対しまして、地元谷づくりの会長さんを初め地域の皆さん方、そしてまた挾間自治委員の皆さん、庄内・湯布院の自治委員会会長さん、それから由布市議会議員の皆さんと知事に対して9,370人余りの反対の署名と、反対の強い思いを知事にお伝えし、知事に対して不認可のお願いをいたしたところであります。

以上であります。

午前10時04分開議

○議長（**渕野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の御審議、また厳しい寒さの中での現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は22人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、各部長、代表監査委員及び関係課長の出席を求めています。教育長より、療養中のため欠席届けが出ています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（**渕野けさ子君**） それでは、日程第1、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会において付託いたしました請願4件、陳情1件につき、委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 皆さん、おはようございます。お疲れさまでございます。

それでは、教育民生常任委員会に係りまする請願、陳情審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託の請願、陳情を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

期日は12月16、17、18日であります。場所は湯布院庁舎2階会議室、出席者、委員全員でございます。執行部所管部課長外担当職員、書記は議会事務局でありました。

それでは、件名、介護予防サービス提供に係る「居宅介護支援事業所等における事務簡素化」に関する請願（標記によるサービス提供機関の確保を求める意見書の提出方について）でございます。

委員会の意見、審査結果を申し上げます。本請願の趣旨は、地域の介護福祉力の向上を図り、孤独死等の地域リスクを未然に防止できる一助になるよう、介護予防サービスに係る事務簡素化を行うことにより、実際の福祉サービス提供にかける時間の確保を求める意見書の提出を求めるものであります。

要支援者に対する介護予防に係る制度は、平成18年4月1日から導入されていますが、要介護に対する報酬よりも低いのに、事務量はその逆の現象が発生し、机上における事務量が膨大になり、実際の福祉サービス提供よりも事務処理に時間をとられている現状をサービス提供現場の請願者より説明を受けました。

具体的要望事項の中で、介護予防計画書の計画期間の3カ月の規定については、国の示す一つの単位として由布市がお願いしている点や、サービスの利用状況の確認のための利用票を配布し、利用者印の取得については規定はないが、実効性を担保するために由布市でお願いしている点、また、通所介護事業所の介護予防に係るサービス提供期間は、固定の規定はないが、おおむね3カ月程度の目標設定が定められていることなど、本来これらの業務を行う地域包括支援センターと市との協議が現在行われているところであります。

したがって、今後の協議の推移を見守る必要があり、本請願につきましては、継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、受理番号11、件名、平成22年度に予想される石城小学校の複式学級解消を求める請願及び受理番号12、件名、湯平小学校の教員加配による複式学級解消を求める請願並びに受理番号13、件名、川西小学校の教員加配による複式学級解消を求める請願、これらにつきまして委員会の意見、審査結果でございますが、標記の3小学校では、過疎化等に伴う児童数の減少により、複式学級が余儀なくされ、複式学級におけるさまざまな障害や問題点を最小限に抑えるために、これまで市単独の教職員の加配が行われておりますが、来年度も複式学級を余儀なくされる状況に変わりはありません。

複式学級における児童の心の成長への影響、学力の保障等、また地域と保護者、学校が一体となった子どもたちの健全育成の取り組みの継続など、過疎地域における厳しい教育環境の整備の

ために、今後も加配の必要性は理解できます。

よって、本請願は全員一致で採択すべきと決定をしました。

なお、今回は標記3小学校から児童数減少による複式学級解消を求める請願が提出されました。市内では今後も少子化等により、同じような状況が予想されることであり、地域の活性化のためにも市としての最大限の取り組みを望みます。

次に、陳情受理番号第4、件名、肢体不自由者、心臓障がい者虐待障がい者施策に抗議する陳情でございます。

委員会の意見、審査の結果でございますが、本陳情は、東京都に住所を有する身体障がい者手帳保持者（肢体、心臓1級、生活保護受給者）から、由布市内の療護施設から入所拒否されたことに対する抗議の内容となっております。本陳情者は、住所を有する区役所から障害者自立支援法の短期入所の支給決定を受けており、別府市内の特養老人ホームに短期入所中に郵送にて提出されたものであります。

本陳情者は、大分県内に一昨年秋ごろから来ているようで、県内の障がい者事業所や病院を点々としているとのこと。由布市には、今年の夏に由布市内の事業所が短期入所を受け入れてくれないと抗議に来庁し、また秋にも入所拒否に対する抗議のために来庁しています。

療護施設の入所については、県域での公平、公正な施設利用を図るため、大分県身体障がい者更生相談所が法律の規定に基づき入所調整会議を行っています。これは、養護施設の施設数が少なく、慢性的に入所待機者を多数抱えているため、入所の順番を調整するものです。

療護施設への入所は、まず居住地の役所へ入所希望届を提出し、役所から入所調整調書の身体障がい者更生相談所への提出がなされ、入所調整会議で順番が決定され、施設の空きが出たら順に入所となります。県外の施設に入所を希望するときも同じ手続になります。

本陳情者は、入所に向けた一連の手続をとっておらず、関係書類も提出されていないようです。したがって、由布市内の療護施設に直接入所申し込みをして、入所拒否されたことはやむを得ないことだと考えられます。

よって、本陳情は不採択と決定しました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浏野けさ子君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号10は継続審査です。

次に、請願受理番号11、平成22年度に予想される石城小学校の複式学級解消を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号11を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号11を採択することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号11は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願及び受理番号12、湯平小学校の教員加配による複式学級解消を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号12を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号12を採択することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号12は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願及び受理番号13、川西小学校の教員加配による複式学級解消を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号13を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号13を採択することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号13は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号4、肢体不自由者、心臓障がい者虐待障がい者施策に抗議する陳情を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号4を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案の陳情について採決します。陳情受理番号4を採択することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立0名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立少数です。よって、陳情受理番号4は不採択とすることに決定いたしました。

それでは、日程第2、議案第101号由布市火入れに関する条例の一部改正についてから、日程第31、議案第130号平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）までの30件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） おはようございます。総務常任委員会の委員会の審査について報告をさせていただきます。

去る12月15日の本会議において本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

なお、総務委員会に関係する議案で、産業建設常任委員会とも関連する事件があり、合同審査会を開催いたしましたので、申し添えておきます。

審査の日時は、平成21年12月16日から18日の3日間です。場所、出席者については、お手元に配付のとおり、出席者は総務常任委員会全員であります。担当課についても、お手元の審査報告書のとおりであります。

初めに、議案第101号由布市火入れに関する条例の一部改正について、担当課より過去2年間の気象データからいけば、このままでは火入れを実施することが困難となることなどから、火入れ実施における綿密な協議と安全対策を徹底し、火入れ従事者の安全確保を図りながら、適正

な実施に向けての条例改正である旨の説明がなされました。

委員より、実態に則した条例改正であり異義はないが、野焼き実施に当たっては関係住民や関係機関と十分な協議を行い、協力体制を整えること、また、市としても文化伝統、自然が守られるよう、さらなる支援策を検討すべきではないかとの意見がなされました。

審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第114号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定についてであります。

乙丸区を指定管理者として管理をお願いしている由布市乙丸温泉館について、地域に根ざした施設であり、これまでの実績を踏まえ、市民の健康増進、市民触れ合い交流の場として有効に活用できるとの観点から、引き続き乙丸区を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員より、管理者も区民入浴料の改定（値上げ）を行い、経費の節減なども行い、適正な管理運営に努めているが、一般利用者の減少等に伴い、厳しい運営状況である。今後も安定的な運営ができるよう、管理者と密に連携をとり、方策を講じるべきとの意見がなされました。

審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第116号由布市土地開発公社定款の変更について、土地開発公社経理規準要項の改正に伴い、由布市土地開発公社定款の一部を変更するものであり、経理事務のさらなる適正化を図るために、キャッシュフロー計算書を理事会の議決事項に追加するものであるとの説明がなされました。

審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第125号平成21年度由布市一般会計補正予算（第5号）について、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,846万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億2,644万7,000円と定めるものです。

本委員会に関係する主なものは、歳入では15款2項国庫補助金、地域活性化・公共投資臨時交付金5,000万円の減額補正、これは経済危機対策による公共投資分の事業で、当初より事業内容の未確定な部分が多く、流動的なものであったが、政権交代もあり、国からの内示等がいまだにないことから減額するものであり、今後は国会、政府の動向を注視しながら対応する旨の説明がなされました。

歳出では、人件費に係る部分で、平成18年7月1日より施行されていた由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正の期間が、平成21年9月30日をもって終了したことに伴う5%の増額分、また、期末勤勉手当については、さきの第4回臨時会において条例の一部改正を行ったことに伴う減額分であるとの説明がなされました。

そのほか、主なものは、2款1項総務管理費で鬼ヶ瀬駅公衆便所の改修に伴い設計が完了した

ことによる工事請負費として、地域振興費299万3,000円の増額補正、米軍の移転訓練に伴う対策本部及び現地対策事務所の設置に係る経費として、防衛施設周辺整備総務費317万3,000円の増額補正であるとの説明がなされました。

このほか、本委員会の関係部分については、各課より詳細な説明がなされました。

これらの説明に対して、各委員より縷々質疑や意見がなされました。委員会でなされた意見については、誠意ある対応を求めます。

次に、第5表債務負担行為補正1億8,997万1,000円については、経営構造対策事業補助金に伴う債務負担行為の設定であり、大分県補助金交付規則に基づく補正であるとの説明がなされました。

これに対し各委員からは、企業誘致、農業への新規参入及び誘致先の地域振興の観点から、事業そのものについては、一定の理解を得たところであります。

しかし、各委員より債務負担行為の設定における債務保証の特例適用の判定規準が明確ではないことや、企業の情報が余りにも少ないこと、また、事業決定のあり方や事業決定の過程に疑問を感じる中で、再度精査をする必要があるのではないかと要望等が出され、産業建設常任委員会と合同審査を開催し、当該関連議案の取り扱いについて協議を行いました。

その後、委員会を再開し、以下の意見を付して決定することとした次第であります。

1点目として、債務負担行為の設定については、内容をさらに精査すること、2点目として、大分県との連絡協議を密に行い、補助条件等事業を精査すること、3点目として、事業実施主体である企業の実績や経営状況等を明らかにし、説明責任を果たすこと、4点目として、以上の疑義が解消されるまでの間、事業実施については見合わせることに。

以上の意見を付し、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀧野けさ子君） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） それでは、教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

日時は、12月16日、17、18日、場所は湯布院庁舎2階会議室で、出席者は議員全員でございます。執行部として所管部課長外担当職員の皆さん、それから書記が議会事務局であります。

まず初めに、議案102号由布市介護保険条例の一部改正について及び議案第103号由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

経過及び理由、審査の結果でございますが、本2件については、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金法等の一部を改正する法律による法改正に伴い、社会保険等の延滞金の計算に際して、軽減を適用できる期間が3カ月として設けられたことにより、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金の計算についても——「い」が抜けておりました。入れてください。同様の方法を適用するため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第105号由布市小学校の設置に関する条例の一部改正についてでございます。

経過及び理由、審査の結果でございますが、本案については、「由布市立小学校規模適正化推進計画」に基づき、星南小学校を平成22年3月末をもって廃校とし、西庄内小学校に統合するため、条例の一部を改正するものです。

保護者や地元関係者との協議も終わり、交流学习や記念式典等の準備も進められております。今後の跡地利用については、地元の意見も取り入れながら地域活性化のために有効活用を望みます。

審査の結果は、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第106号由布市幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてであります。

経過及び理由、審査の結果につきましては、本案の星南幼稚園については、平成10年4月より休園し、園児は西庄内幼稚園に通園しており、今後園児の確保が困難と見込まれるため、星南小学校の廃校と同時に、同じ敷地内にある同園を廃園するため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第107号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について及び議案第108号由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

経過及び理由並びに結果でございますが、本2件につきましては、指定期間が平成22年3月末に終了するのに伴い、平成22年4月から引き続き、ともに由布市社会福祉協議会の指定管理者として指定するものです。

施設の安定的経営、福祉施設としての機能の向上、社会福祉法人としてのさまざまな福祉事業の実績を踏まえてのものであり、選定委員会においても適任であるとされています。

審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第125号平成21年度由布市一般会計補正予算（第5号）につきましてでございます。

経過及び理由並びに審査の結果でございますが、本委員会に係る主なものにつきましては、3款民生費では、1項1目社会福祉総務費15節バリアフリー対策工事マイナス630万

3,000円は、予定工事の変更によるものですが、計画段階での精査が必要であります。

2目高齢者福祉費19節高齢者世帯火災警報器設置補助金マイナス1,682万4,000円は、申請者が予想より少なく財源の臨時交付金の有効活用のために減額するものですが、自治委員、民生委員の協力をいただきながら、制度のさらなる周知が必要であります。

2項1目児童福祉総務費19節子育て応援手当給付金マイナス3,312万円及び市独自のゼロ歳から2歳児対象の子育て支援特別給付金4,400万円は、政権交代の影響によるもの、2目児童運営費20節保育所運営費6,985万2,000円は、入所児童数の増によるものですが、挟間地域には現在も十数名の待機者がおり、将来を見据えた待機者の解消対策が望まれます。

4款衛生費では、1項4目20節新型インフルエンザ予防接種費用助成金3,265万4,000円のうち、2,265万4,000円は、優先接種者で低所得者対象の国庫補助分、1,000万円は妊婦、1歳未満児の両親及び高校生までを対象とした市単独助成分ですが、特に家庭で保育をされている方など、漏れのないような周知が必要であります。

10款教育費では、5項1目学校給食費11節給食センター光熱水費800万円の増額については、当初予算計上時には詳細な試算ができず、前年度並みを計上し、新センター稼働後の8月から11月の実績を踏まえての増額補正ですが、調理設備の電化や空調設備による見込み増もあるようで、今後は詳細な見積りと、最新設備とはいえ、節約の対策も必要であります。

7項1目保健体育総務費19節スパマラソン大会補助金21万4,000円の増額については、会場の変更、開催時期の関係やPR不足もあり、予定の半数の参加者となり、事業費不足の補てんのための増額です。早速実施主体等のあり方の検討がなされているようですが、大会のPR方法、開催時期等の再検討も望まれます。

以上、審査の過程における各意見を付しまして、審査の結果は全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第126号平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。経過及び理由並びに審査の結果でございますが、本補正予算は、歳入歳出から697万1,000円を減額し、予算の総額を32億4,074万6,000円と定めるものです。今回の補正は、保険給付費の調整と地域支援事業費の減額が主なものです。

歳出の主な補正は、1款総務費の149万5,000円の増額、2款保険給付費はサービス等諸費の調整、5款地域支援事業費は、850万8,000円の減額であります。

歳入の主な補正は、歳出の調整に伴い国庫支出金484万8,000円、支払い基金交付金304万6,000円、繰入金53万7,000円の減額、県支出金81万2,000円、諸収入64万8,000円の増額です。

審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

続きまして、議案第129号平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）でございます。経過及び理由、審査の結果でございますが、本補正予算は歳入歳出から3万5,000円を減額し、予算の総額を1億4,233万6,000円と定めるものです。

今回の補正は、給与改定等による人件費の補正と、それに伴う一般会計からの繰入金金の調整をするものです。当施設の町内だけでなく市内全域における利用者の増加対策については、前々から言われておりますが、さらなる努力を求めます。

審査の結果は、全員一致で原案を可決すべきと決定をいたします。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） おはようございます。産業建設常任委員会委員長の太田正美です。当委員会の委員会報告をいたします。

本委員会に付託された議案18件及び議案第125号の一部の審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則103条の規定により報告いたします。

日時は、12月16日から18日までの3日間、場所は本庁舎4階の第1委員会室です。出席者は、常任委員全員です。所管課は産業建設部と環境商工観光部であります。

まず、事件番号、議案104号由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、経過及び理由及び結果、中山間地域総合整備事業を新たに始めるため、分担金徴収条例の一部を改正するものであります。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案109号由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定についてから、議案113号由布市下湯平地域特産加工施設の指定管理者の指定については、指定期間が満了になったため、新たに継続としてこの5件を指定管理者として指定するものです。

経過及び理由、それぞれの施設において前回の指定管理者が引き続き指定管理を行うものです。管理を安定して行うために、利用促進に取り組み、周辺地域のみならず、幅広く利用者がふやせるよう取り組みをしていただきたい。

また、経営状況の悪い施設は自立運営ができるように指導していくことを、意見を付して慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

議案115号土地改良事業の施行について、経過及び理由、旧湯布院町時代に、台風被害により仮設で設けていた水路を、農山漁村プロジェクト支援交付金事業で水路を改修し、農業用水の安定供給と維持管理の省力化を行い、優良農地の確保及び農家経営の安定を図るものであります。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案117号並びに118号市道路線の認定（上大六3号線）について、続きまして、

(上大六4号線)について、経過及び理由、この2路線は、開発によって新設された道路で、この道路を市道に認定するものです。

開発による道路の認定に関しては、現在湯布院地域と挾間地域の認可規準に若干相違があり、同じ市内において統一した基準を早急に検討し、今後慎重に対応する必要があるとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号市道路線の認定(五ヶ瀬線)について、経過及び理由。県のバイパス事業が完了したため、旧道部分を市道として管理するためのものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案120号から124号まで、一括で出しました。経過及び理由、この案件は、市道路線の認定についてであります。地元の請願のあった案件であり、既に請願として採択された事案であります。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第125号、件名、平成21年度由布市一般会計補正予算(第5号)、経過及び理由、当委員会に付託された補正予算の主なものは、歳出、環境衛生総務費の修繕費は、公園遊具の撤去費用で8カ所分であります。農業振興費の負補交、企業等農業参入推進事業補助金と経営構造対策事業補助金は、国、県の補助金を市を通して交付する県の誘致事業で、事業者としてリッチフィールド由布という事業者が由布市において新たにパプリカの施設園芸を行うものであります。

建設予定地の住民は、事業実施が早くできるよう期待しております。また、債務負担行為については、総務委員長の委員長報告にあるとおりであります。

農地費の負補交、農地・水環境保全向上対策負担金は、新たに2件の新規申請分による増額です。

観光費の工事請負費は、由布川溪谷の手すり階段の急勾配を改善するものであります。

土木総務費、委託料の道路整備計画策定調査業務については、市内の道路の問題点等を確認するための調査を委託するものであります。道路新設改良費の工事請負費は、9路線の入札減を含めた減額、土地購入費は3路線の増減で、1路線が減額、2路線が増額となっております。負補交の県道改良事業負担金では、県道8路線の増額で、これは事業費の15%が負担金であります。この事業費は、総額で2億5,000万円であります。

水道工事負担は、湯布院の六所線津江橋の橋の架けかえに伴う水道管の移設であります。電柱移設工事は、6路線の事業に伴うNTTの電柱移転に伴う移設負担金、補償金は4路線で津江橋が増額、外3路線が減額されております。津江橋については、旅館の看板の移転等も含まれてお

ります。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第127号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、経過及び理由、今回の補正は、歳入では道路改良に伴う水道管仮設、移設に係る県からの補償費。

歳出では、職員の異動や期末勤勉手当等の支給率の変更による人件費の減額、工事請負費は県道改良工事に伴う水道工事費の増額であります。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第128号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、経過及び理由、今回の補正は、人件費の改定に伴うものであります。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第130号平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）、経過及び理由、収益的支出については、総係費で職員の人事異動、制度改正等により給料、通勤手当、期末勤勉手当等を減額するものと、逆に人事異動、土日祝祭日の突発的な老朽化した配水管等の破管による時間外勤務手当や、市町村共済負担率の変更により、法定福利費を増額するものであります。

減価償却費は、その年度に実施した土地以外の有形固定資産の計上が決算時、毎年3月31日に行うとなっているので、平成20年度に実施した建設改良工事を決算時に建設仮勘定より有形固定資産に振りかえたことにより、減価償却費が発生したため、増額するものであります。

また、過年度損益修正損は、決算終了時に過去の水道料金に対し漏水等による減額が発見されたが、調定変更はできないので、過年度損益修正損に予算計上して、払い戻しをして調整するものであります。

資本的支出については、水道施設費は給料の特例、減額期間終了による増額、法定福利費の市町村共済負担金率の変更による増額、手当については、制度改正により減額するものであります。

また、資本的支出額が減額することにより、第3条を改めるものであります。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

以上で、当産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。どうぞ御賛同よろしく願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、議案についても各委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第2、議案第101号由布市火入れに関する条例の一部改正についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第101号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第102号由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第103号由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第104号由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第105号由布市小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決します。この場合、本案の由布市立小学校は、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要とします。只今の出席議員数は22人、その3分の2は15人です。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員22名中起立22名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立者22人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第106号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決します。本案も特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する施設であり、その廃止については、出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要とします。その3分の2は15人です。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員22名中起立22名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立者22人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時06分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

次に、日程第8、議案第107号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、議長席を副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○副議長（**佐藤 人巳君**） 議長席を交代いたしました。

ここで地方自治法117条の規定によって、由布市社会福祉協議会の理事であります渕野けさ子さんの退場を求めます。

〔渕野けさ子君退場〕

○副議長（**佐藤 人巳君**） それでは、議案第107号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（**佐藤 人巳君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（**佐藤 人巳君**） 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員20名中起立20名〕

○副議長（**佐藤 人巳君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第108号由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員20名中起立20名〕

○副議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、淵野けさ子さんの入場を許します。事務局、連絡をお願いします。

〔淵野けさ子君入場〕

○副議長（佐藤 人巳君） 議案第107号及び議案第108号は可決されましたので、お知らせいたします。

ここで、議長席を議長と交代をいたします。

〔議長交代〕

○議長（淵野けさ子君） 議長席を交代いたしました。

それでは、次に日程第10、議案第109号由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（淵野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第110号由布市庄内特産物販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第111号由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第112号由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第112号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第113号由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第113号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第114号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第114号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第115号土地改良事業の施行についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第115号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第116号由布市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

ここで、地方自治法 117 条の規定によって、由布市土地開発公社の理事であります西郡均君の退場を求めます。

〔西郡 均君退場〕

○議長（**渕野けさ子君**） それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第 116 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員 20 名中起立 20 名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、西郡均君の入場を許します。事務局、連絡をお願いします。

〔西郡 均君入場〕

○議長（**渕野けさ子君**） 議案第 116 号は可決されましたので、お知らせいたします。

次に、日程第 18、議案第 117 号市道路線の認定（上大六 3 号線）についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12 番、西郡均君。

○議員（**12 番 西郡 均君**） 委員長にお尋ねいたします。認可基準の相違について若干ということですから、どういうことなのか、わかりやすく説明していただきたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） お答えします。

これは事業者が開発行為によって分譲した路線であります。このことは、旧湯布院町においては、ある程度その開発した土地が 8 割程度分譲が終わり、新しく入居者がそこで家を建てて、ある程度その道路を利用するようになってから市道としてもらい受ける。とりあえずは道路だけを市に帰属させることはしますけど、市道としての認定は様子を見るという、今でもそういう取り扱いをしているそうです。

というのも、湯布院町では大型開発で例えば東急のところとかは、この認定をしますと膨大な路線を由布市が受け入れるようになるというようなこともありますので、その整合性をとるために、挾間と湯布院との取り扱いの相違が若干ありますので、その辺をもう少し考慮してはどうかという意見が出されましたので、委員長報告に付議しました。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 既に同一の業者による団地があります。市道にもしてます。そういうことも議論の中に対象になったのかどうか、そのことを確認しておきたいんですが。

○議長（**渚野けさ子君**） 産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 個別の案件については、対象しておりませんので。それは原課のほうでもう少し精査をするようにと指示をいたしております。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第117号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第118号市道路線の認定（上大六4号線）についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第118号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第119号市道路線の認定（五ヶ瀬線）についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第119号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第120号市道路線の認定（長野2号線）についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第120号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第121号市道路線の認定（岡平小平線）についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第121号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第122号市道路線の認定（岳本中央線）についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第122号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第123号市道路線の認定（中学校北1号線）についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第123号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第124号市道路線の認定（中学校北2号線）についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第124号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第125号平成21年度由布市一般会計補正予算（第5号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 産建の常任委員長にお尋ねいたします。

由布市が今度債務負担を行っている経営構造対策事業補助金についてなんですけどね、委員長の報告には、県の誘致事業でっていうのがあるんですけど、県の誘致事業なんですか。

○議長（渚野けさ子君） 産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（太田 正美君） 12番にお答えします。

実質的には県の新規企業参入を募集したところ、当該事業者が応募してきて、それを由布市として土地を受け入れる場所を探していたところ、由布市において適当な場所があったことにより、由布市がこれを受け入れて事業を行うものであります。

この事業は、大分県が進めている企業参入、それと耕作放棄地対策等を兼ねて、モデル事業として国、県並びに当市が行うものであります。

以上です。

○議長（渚野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渚野けさ子君） これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今の聞いたら、やっぱりきちっとこれは反対しなきゃいかんというふうに思うようになりました。

国や県が進めとって、由布市がそれを受け入れたからといって、由布市が債務保証しなきゃならんなんちゅうことは道理が成り立たんわけですね。しかも、1億8,000万円という多額の保証であります。そういうことになると。これまでの農業関係のいろんな企業誘致を見ても、どれをとってもきちっとしたものはできないと。そのことを合同会議の中で議論しましたけれども、うまくいくという事業はないんだと、そういう事業を受け入れないと、農業に関するそういう事業なんて成り立たないという議論になりました。

これは、本末転倒だというふうに私は思うんです。むしろそういう債務保証をするんならば、個人の事業主の無担保無保証100万円融資の保証制度をして、1億8,000万円ならば180件ですか、そういう保証をやっぱりきちっとやって、各農家がやれるようにするというのが、由布市の仕事だというふうに私は考えます。そういう点で言えば、今回のような債務負担行為を伴うことについては、債務負担そのものも県と同じことをやりますと、当初言ったの全く違っていたということで、このやり方そのものも、やっぱりきちっと検討してなされたものじゃないということも含めて、今回のこの債務負担行為を含む予算には反対をいたします。

○議長（渚野けさ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渚野けさ子君） これで討論を終わります。

これより議案第125号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第126号平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第126号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第127号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第127号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第128号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第128号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第129号平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第129号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第130号平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第130号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時25分休憩

.....

午前11時26分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開します。

追加日程第1. 発議第7号

追加日程第2. 発議第8号

追加日程第3. 発議第9号

追加日程第4. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（**渕野けさ子君**） お諮りします。ただいま議員発議として発議第7号から発議第9号及び各委員会から閉会中の継続審査、調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件4件を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、以上の4件は追加日程第1から第4として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第7号から追加日程第3、発議第9号を上程します。

順次提出に提案理由の説明を求めます。まず、7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） それでは、発議第7号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書について御説明を申し上げます。

上記の意見書を別紙のとおり由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成21年12月22日、由布市議会議長、渕野けさ子殿。提出者、由布市議会議員、高橋義孝、賛成者、由布市議会議員、佐藤友信、由布市議会議員、生野征平、由布市議会議員、西郡均、由布市議会議員、溝口泰章、由布市議会議員、小林華弥子、由布市議会議員、二ノ宮健治。

提案理由でありますけれども、電源立地地域対策交付金は、水力発電ダムにかかわる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村ではこの水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところは御案内のとおりであります。

しかしながら、現在の制度では交付対象市町村の多くが間もなく最長交付期間の30年を迎えること、また政府による仕分け作業等でも、この交付金が仕分けの対象となっていること等を勘案し、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期間を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど、交付条件の改善や事務手続の簡素化を図られることを要望するものであります。

なお、この発議にあっては、ダム発電関係市町村全国協議会というのに由布市も加わっておりますが、市議会議長あてに意見書の提出ということで依頼があったことに伴い、総務委員会で審議をさせていただき、意見書の発議ということになりました。議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、21番、佐藤人己君。

○議員（**21番 佐藤 人己君**） では、発議第8号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書。上記の意見書を別紙のとおり由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成21年12月22日、由布市議会議長、瀧野けさ子殿。提出者、私佐藤人己です。賛成者、由布市議会議員、工藤安雄、由布市議会議員、田中真理子、由布市議会議員、太田正美、由布市議会議員、溝口泰章、由布市議会議員、佐藤友信、由布市議会議員、新井一徳、由布市議会議員、高橋義孝の皆さんです。

提案理由は、国民の、国民による国民のための地方政治を守るためであります。

次のページをはぐってください。先般、民主党の小沢幹事長は、11月12日、韓国の民主党の代表と会談し、在日韓国人等の永住外国人の地方参政権付与について、その早期の実現を図りたいとの考え方を示しました。

さらには、12月12日、ソウルの大学で講演し、参政権を認める法案を来年の通常国会に提出する旨を表明いたしました。そういう以下はずっと書いておりますけど、全部詳しいことは読みません。我が国には永住権を持つ外国人が91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これらの外国人に対して地方公共団体の意志決定に参加されるべきであると、これまでもしばしば永住外国人に対する地方参政権付与について論議がなされてきたところであります。

一方、国籍法は、第4条において「外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考えます。

よって、国会及び政府におかれましては、永住外国人の地方参政権に関する法律を制定することがないよう、強く要望するものであります。

議員皆様方の御賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） それでは、発議第9号全国学力・学習状況調査の継続とさらなる充実を求める意見書について説明をいたします。

上記の意見書を別紙のとおり由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成21年平成21年12月22日、由布市議会議長、瀧野けさ子殿。提出者、由布市議会議員、

田中真理子、賛成者、由布市議会議員、佐藤人己、由布市議会議員、工藤安雄、由布市議会議員、太田正美、由布市議会議員、溝口泰章、由布市議会議員、佐藤友信、由布市議会議員、新井一徳、由布市議会議員、高橋義孝、以上です。

提案理由としまして、全国学力テストの定着により、児童生徒に教育の機会均等と教育水準を保障し、人材育成の振興を図るためであります。

裏面をごらんください。全国学力・学習状況調査の継続とさらなる充実を求める意見書として、先日御配付しましたので、御一読いただいたと思いますが、今まで3回行われておりますが、今後も引き続き行ってもらいたいという内容でございます。皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（**浏野けさ子君**） お諮りします。

ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**浏野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、発議第7号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**浏野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**浏野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**浏野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第8号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありますか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 発議第8号について、提出者に質問をいたします。

こういう意見書の提出については、今までの慣例というか、過去を見ますと、どこからかの団体からの要望ですとか、意見書を提出してほしいというような陳情・請願が上がって、委員会で審議をした上で発議に至るケースがほとんどなんですけれども、この第8号については、8人の

議員さんたちが発議してらっしゃいますけれども、基本的にどこかの団体などからの要望があつての発議なのかどうか。もし要望があつたら、どういう団体からの要望なのか教えていただきたいと思います。

それから、2点目は、なぜきょうこの最終日の議会にいきなり発議をかけたのかという、2点をお伺いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤人已君。

○議員（**21番 佐藤 人已君**） 賛同者であります皆さんにも発言権があると思いますので、高橋義孝君にその点につきまして御回答をいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 暫時休憩します。

午前11時47分休憩

.....

午前11時49分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開します。

6番議員のただいまの質問に対する提出者の答弁を求めます。21番、佐藤人已君。

○議員（**21番 佐藤 人已君**） 佐藤人已です。ただいまの質問にお答えをいたします。

今、どこから出されたかという問いには、そういう団体はありません。ただ、今県議会のほうでもこの問題は示されて、検討しておりますので、市議会のほうでもこういう発議はいいんじゃないかなという判断のもとであります。

それと、もう一つがなぜ一番最終日かという問いであったと思いますけど、それはもう議会の運営上の流れ等になります。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） どこからかの団体の要請があつたのじゃなくて、この8人の議員さんたちが自分たちで話し合つて発議をしたというお答えでした。

私は基本的には、議会として意見書を提出するのであれば、議会として全体で議論をして、この意見書を提出すべきかどうかという審議を委員会に付託すべきではないかなと思います。

最終日にいきなり付託して、この8人の議員さんたちが発議したことを議論もなく、その議会にかけるといふのは、ちょっとやり方が違うんじゃないかなと思うんですが、少なくとも団体からの要望じゃなくて、この8人の議員さんがどういう議論を、例えば外国人参政権についてどういう議論を重ねてこられたのか、何かそういうこの8人の議員さん、どういうあれなのかわからないんですけど、研究会なりなんなりでそういう議論をした上でのこういう意見書なんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 21番、佐藤人已君。

○議員（２１番 佐藤 人已君） 皆さんが顔を合わせた中での議論をした上での決定であります。

○議長（瀧野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 実は、これ先般可決して成立した住民自治基本条例と矛盾するんですね。住民として認めていたならば、こういうことをやったら、あの中で市民の概念から外れてしまうんで、基本的にはこの永住外国人ちゅうのは住民票もあって、税金も納めてるかどうか、その辺を確認したいんですけど。住民として扱われているのかどうか。

○議長（瀧野けさ子君） ２１番、佐藤人已君。

○議員（２１番 佐藤 人已君） その辺の調査はしておりません。

○議長（瀧野けさ子君） １２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） そういうことを確か住民基本条例を議論するときも、そういうことも含めていろんな議論になったと思います、市民の扱いについてですね。むしろ先ほど同僚議員が言ったように、そういうことをきちっとした上でやらないと、自分たちが可決した条例と矛盾するような意見書を国や県に上げる——これは国ですか、上げるっちゅうのは、私はいかななものかというふうに思います。

そして、ましてや９１万人ちゅうと、当該市にもかなりの人数がおられるんじゃないかと思うんです。そういう人のことを思ったら、私はそう簡単にぽっと「はい、これ意見書出します」というふうにはならんと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えておられるのか。その９１万人に該当するような方の住民と言われるね、永住外国人と接触をもったことあるのかどうか、その辺もお伺いしたいんですが。

○議長（瀧野けさ子君） ２１番、佐藤人已君。

○議員（２１番 佐藤 人已君） 接触をしたことはありませんけど、一応帰化をされてる方には、当然の納税とかいう義務はあるんじゃないかろうかというふうに解釈をしております。

○議長（瀧野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） もちろん、私が知ってる方も多分そうだと思うんですけども、住民票もあって税金も納めてて、学校には来てませんでした。彼らの学校に行っていました。そういうことから考えると、外国人としての意識を持って、由布市の中でもやっぱり商売をやられてるから——積極的にやられてる人だというふうに私は認識してます。

そういう人がこの意見書によって、やっぱり最高裁で言われてるように、日本国民じゃない人は、そういうのは関与できないんだなどということを言われる辛さというのは、私はちょっと心外に思うんじゃないかというふうに危惧してなりません。もう少しその辺をいろんな方がおられると思います。団体もたしか総連のほうがこれ参政権認めるなっていうふうに言ってるんですね。むしろ民団のほうが認めてほしいというふうに言ってるんで、これまで自民党を支持してきた民

団が、今は民主党の中でこういうことを言ってるっていうことは、民主党の中にも、あるいは自民党の中にもいろんな意見が分かれてるんだらうというふうに私は思います。

そういう点では、一方的な見解を由布市の意見書として上げることは、ちょっと慎むべきじゃないかと思うんですけども、提出者の会合をされたということですけども、その会合の中にはそういう議論は若干でもされたんですかね。

○議長（**瀧野けさ子君**） 21番、佐藤人已君。

○議員（**21番 佐藤 人已君**） 議論というそういう点についての議論はなかったかと思えます。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 発議第8号について、この意見書を提出することに反対の立場から討論いたします。

まず一番大きな反対理由は、まずこの意見書提出について、議会の中できちんと議論をされる場がないということです。こういう意見書を提出するっていうのは、由布市議会としての意思を示すことになります。であれば、本来意見書を出すためであれば、委員会に付託をして、委員会の中で審議をして、議員全員がこのことについてどういう意見を持ってるのかを確認した上で提出すべきだと思います。

8人の提出者の議員さんたちが話し合ったことを、由布市議会として全体で討論をして出すべきだと思いますので、委員会付託などしていないで、いきなり発議をして意見書を出すということには反対です。

それからもう一つは、この中身です。外国人参政権を付与するかどうかっていうのは、非常にもう思想的、政治的なデリケートな問題だと私は思っています。先ほど同僚議員が、朝鮮総連がこういうことを言っているというようなこともありましたし、あるいは最近はいわゆるネット右翼と言われるような人たちが、こういうことをしろっていうふうに大分ホームページ上で扇動するような活動も行っています。

そういう背景がある中で、これは非常に政治的だけじゃなくて、思想的にもかかわるデリケートな問題だというふうに思います。そういうことをきちんと議会の中で議論もせずに、一方的な立場からだけ意見書を出すというのは、私は非常に議会として危ないんじゃないかなと思います。

外国人参政権を与えるということ、あるいは与えないっていうことがどういうことなのか、外国人の定義は何なのか、例えばその在日朝鮮人の問題をどう考えるのかとか、日本は単一民族国家であるのか、ないのかとか、あるいはアイヌ民族や琉球民族の民族問題をどう考えるのかとか、

あるいは残留中国人孤児の人たちの問題をどう考えるのかとか、こういう問題に深くかかわっている問題なんですよ。

そういう非常に思想的にもデリケートな問題を、議会の中で話もしていない、私は議会の中ではいろんな考え方の人がいると思います。それは、由布市内の中にもいろんな立場で、いろんな考え方の人がいるからこそ、議会の中でもいろんな考え方を出し合って、議論を出して、最終的に結論して、じゃあ由布市としてはこういう考え方でいこうっていう、そういうプロセスがなくて、いきなりこういうものを上げるというのは、非常に危ないんじゃないかなというふうに思います。

もっと言えば、由布市議会というのが、こういう思想を持っているんだというようなことを表明してしまうことにもなりかねません。ましてや、意見書を出すとなったら、渕野議長の名前で出されるというふうに書いてありますけれども、失礼ですけども、公明党さんはこういうものに対しては、外国人参政権を付与すべきだという立場もとられています。

そういうそれぞれのいろんな立場があるのに、議論もなくいきなり意見書を出すことには、私はちょっと慎重になるべきだと思いますので、今回はこの発議は否決して、できれば次回委員会などに付託して、議会で審議をして、議論をしてから決するべきだと思いますので、今回は反対いたします。

以上です。

○議長（渕野けさ子君） ほかに討論はありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 賛成の意見で、私は賛同者でございますので、この意見書提出に賛成の立場で述べさせていただきます。

ごらんになってわかりますように、永住外国人へ地方参政権付与を法制化しようとする、この動きに対する反対の意見書でございます。この点が私ども賛同したところの背景でございます。

今議員申されたような非常にデリケートなものだという見方もございますけれども、法制化自体に対する待ったをかけるという点で、そのデリケートさは維持できます。存続できます。これを法制化しようとする点に対する反対だという点、十分に認識いただいて、このまま今の現状のままに置いとくんだということで我々は協議して、この反対の意見書を出す。

何となく先ほどの意見の中で、新たにこういう動きを認めて——こういうというのは、法制化ですね。法制化をして、91万人の永住権を持つ外国人の方々に参政権を与えようとしているその動き自体を、我々は危惧していると。これもゆっくりと考えていく時間を持たなきゃいけない、それゆえに法制化に対してはちょっと待てという反対でございますので、もうちょっとそのあたりを御理解願いたいと思います。

よって、このまま存続の形で、今の現状をこのまま存続するという意味合いでの意見書提出で

ございますので、当然賛同するべき、こういうふうを考えて賛成意見とさせていただきます。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立13名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、発議第9号全国学力・学習状況調査の継続とさらなる充実を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） これも一緒です。いきなり議会としての意見書を出す前に、どこからの団体の要請があった発議なのかどうか。あるいは、どうして委員会に付託して審議をせずに、いきなり発議で意見書を出すというような動きをしなければいけないのか。もうちょっと議会全体で議論をすべきだと思いますけれども、そこ辺をどう考えてるのでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） お答えいたします。

団体については、ありません。もう少し慎重に審議をすればということでありましたが、裏面に書いてあります川端達夫文科大臣のそういった方針を受けて、私たちこの賛同者、それから私含めてこのように意見書を出したほうがいいということになりましたので、出しました。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これはもう言わずもがななんですけれども、提出者にお尋ねいたしますけれども、こういうふうな競争をあおるようなテストを行うということと、個人のそういう基礎学力や、あるいは能力を最大限高めることに重点を置くということの、いわゆる総選挙で審判は下ったというふうには私は思うんですね。

総選挙の中で、このこともかなり問題になりました。そして、これまでのような競争格差社会を助長するようなこういう学力テストについては、やっぱやめるべきだというような高まりの中があって、川端文科大臣がこういうふうな決断したということは、当然のことだと思うんですけども、提出者自身は、そこ辺をどういうふうな考えておられるのか、伺いたいと思うんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） その競争力とかをあおるということは、私はないと思います。

ここ四十何年間学力テストしてなかったんですが、それを今学力が低下したから、こういうテストしてみようということで始まったことなんですけれども、これからまだ3年しかたってないんで

すけども、学力のみを云々言ってるのではないと私は思っております。それと一緒に行われております生活習慣や学習の習慣と、それらとあわせて個々の生徒たちの学力、そういったものを底辺から底上げをするということが一番の目的ではないかと思っております。

だから、今後ともその先生たちの指導力も必要だし、家庭におけるそういった習慣を身につけることによって学力が上がる、この学力というの、ただ点が1点・2点上がるとかいうのじゃなくて、やはり子どもたちのそういったすべてのことを含めたレベルを上げるということで、私はこれはもう少し続ける必要があるんじゃないかなと思っております。

そう何十年もする必要はないと思えますけど、あと四、五年続けて、今始まった3年生ぐらいから始まったと思いますが、今その方が6年生になり、今度中学3年になっていくわけですけど、もう少し年数をかけて、先生たちはどういう取り組みをしてるか、それからまた、地域や家庭はどういう取り組みをしてるかということでこれをつなげていけばいいのではないかなと思っております。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 学力テストは御承知のように、大阪の橋下知事が唯一市長が教育に介入できる手段だというふうに公言したように、この学力テストを持ち出して、教育委員会の解体まで彼は口にしたわけですね。

えてしてこの学力テストがそういう政争の具に使われるというのは、もう御承知のとおりだと思うんですけども、そういう気があるからこそ、提出者自身も何十年もやる必要はないと、少なくとも5年ぐらいのことを言ってるんだと思うんですけどね、そういう政治的なりを一番端的に言えば、これを提出した中山何がしという文部大臣は、これは日教組の力を見るためにやったやつで、日教組の強いところほど学力が弱いみたいなことを言ったけれども、何ら事実では全く検証されなかったんですね。そういうことも含めて、いかにもその政治的な道具にこれ利用されるといふ部分が多分にあるんですよ。

ましてや、ベネッセコーポレーションも初め、企業だけがNTTも含めて4社ですか、これが一手にやっていると、おかしいんじゃないかというのも出てるんですね。そういう具体的問題点も幾つか上がってて、充実を求めるといふことは、充実の中にそれが含まれているんだろうと思えますけども、そういういろんな問題も含めて議論されたのかどうか、その辺を伺いたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） そこまではあれしてありませんが、私の見解、意見ですが、皆さん同じ意見であろうかと思えます。

日教組その他いろいろ変わらない原因は、やはり同じそういった40年前と過ちを繰り返すと

というようなことをしなきゃいいんじゃないでしょうか。私はやはりもう少し前を向いて、変えるところは変える、しかし、教育とかいうのはそこそこ変わっては続けていけないと思いますので、やはりこれは長い目で見ていく必要があるんじゃないかなと思います。

何事もそうなんですけど、やはり時代は刻々と変わってますし、やはりそれに応じた考えを持って進めていかないと、この教育も今非常に難しい時期にあっておりますので、総体的に見る必要があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） この発議第9号についても、私は意見書を提出することに反対の立場から討論いたします。

やっぱり一番大きい反対理由は、議会でちゃんと議論していないことです。私こういう意見書を議会として出すときに、何で委員会できちんと審議して議論しないのか、このやり方が非常に危ないと思います。

今、質疑のやりとりの中でもおわかりのように、1つの問題についてそれぞれいろんな意見を持つてる議員が複数いるわけです。議会が複数の議員で構成されているというのは、22人がいろんな考え方を持つてるから複数いるわけです。そういう複数の議員がそれぞれの立場で意見を出し合って、議論をして、最終的に由布市議会としてはどう考えるかと、その議論の場にこそ、本当の民主主義があるんじゃないでしょうか。

それをこの8人さんたちの意見ももちろんもつともです。けども、そうじゃないと思ってる議員がいるわけですよ。そういうことをきちんと議論をして、最終的に意見書を出すか出さないかは、議会全体の責任になるわけです。

こういうことは、本来であれば教育民生委員会に付託をして、教育民生委員会で審議してもらって、それでそれを全体で議論すべきそのプロセスがないのに、いきなりこういう一部の議員さんたちが自分たちの考え方だけで由布市議会の名前を使っていきなり意見書を出そうなんて、こういう乱暴な動きをしていくのは、私は危険ですしやめるべきだと思います。

これだったら、教育民生委員会の立場もないと思います。こういうことはきちんと議会に審議をかけて、みんなで議論してから意見書を出すべきだと思いますので、議論がないままこういう意見書を一部の議員さんたちだけの思いで出すことに、私は反対いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。7番、高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） それでは、ただいま議題になっております件について、賛成の立場で討論させていただきます。

学力調査もまだ3年を迎えたばかりであります。この調査結果をもとに、成績がよいとされる東北の学校との交流も始まって、それを授業改善に生かすというふうなことも始まっております。やはり40%の抽出ということを言われておりますけども、しっかり調査をすることによって、全国津々浦々でさまざまなデータが得られるというふうに思います。

このデータを生かしてこそ、初めて成果があるものであると思いますので、私はそういった立場からもこの意見書の発議に対しては賛成の立場であります。

なお、大分県の小矢教育長も、我が由布市教育委員会も、このテストは継続して全対象、6年生、3年生でやるんだということも言っておりますので、そういったことを後押しする意味でも、こういったことは私は必要だろうと思います。

それと、先ほどの議会全員で委員会というプロセスについては、私も否定するつもりは全くありません。しかしながら、前もってこういったことを議員発議で行いたいと思いますが、いかがですかということで資料はお配りしております。

その中で議論も、提出者・賛成者について伺う機会はたくさんあったんだろうと思うんですけども、その正式な委員会、議場でなければそういった議論はできないんだということであれば、それはしょうがないとは思いますが、あらかじめそういった資料もお配りして、何か疑義の点があれば、お声をかけていただけるような体制だけはつくっておりますので、その点は御理解をいただければありがたいというふうに思います。

以上で、私の賛成討論といたします。

○議長（瀧野けさ子君） ほかに討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 12番です。これを推し進めた人たちも、早晚そのように長くは続かない。なぜかという、やっぱりこれ競争をあおってるんですね。一番トップの秋田も含めて、いかにこれを成績をよくするかということで、いろいろ模索してるし、東京都足立区なんていうのは、もう不正行為までやらせてね、障がいをもつ子どもたちを欠席させるとか、乱暴なことまでやってるんですね。そういう点で言えば、サッチャー政権がこれを取り組んで数年ですぐやめたように、国際的に見てもこの一斉に学力テストで競争をあおって、そして子どもたちを教育するなんちゅうことは、どだい成り立たないんだということは、どこも実践としてわかってるわけですね。

それを早くから予見してるまじめな先生たち、日教組も随分変わりましたが、そういう人たちが予見したように、学者もそうなんですけども、そういう点でいえば、非常に先ほども言ったように教育の根幹にかかわる問題ですから、基本的にこれをどう取り扱うかちゅうのは、

力でやるんじゃないなくて、小矢教育長なんちゅうのは、悪い見本ですわね、大分県の不正教育界の。

うちの教育長も、当初はこういうことは賛成してなかったのに、いつの間にか議員が何回も言うもんだから、ゴロゴロ言って公表から何からね、継続まで言うようになったんですけど、そういう情けない教育者じゃ、子どもの教育は任せられないと。基本的には、この弊害も含めて徹底的に議会で議論して、そしていいものにしていくというふうにしたほうが、私はいいと思います。

そういう点で言えば、この学力テストは継続を求めるというのではなく、直ちに抽出、もう廃止はいいですね、させるべきで、こういう意見書は国に上げるべきでないということを皆さんに訴えたいと思います。反対討論といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） もちろん意見書提出に賛成の立場での討論でございます。今、反対意見、2名の議員さんから申し述べられたのでございますけれども、当然今の事業見直しの中で、政府が数年おきに抽出で、サンプルをとればいいんだという考え方でございますけれども、サンプルをとって調べるほどの価値はございません。悉皆、すべてことごとく調査してこそ、初めてデータとして生きるということでございますので、やるかやらないかだけです。やれば、当然客観的なデータとして学力というものが出てまいります。

また、この学力をしっかりと把握することこそ、教育の基本の中に盛り込まなければならない、そういうデータでございます。もちろん、大もとを探りますと、規範意識がなくなり、いじめが横行し、不登校もふえ、そして学力は低下しているという現状の教育界を、客観的データをもってして学力向上、学習意欲の増加、増長をねらうという意味では、この学力テストというものは、決して競争心をあおるものでなく、客観的なデータのもとでどのような教育をすれば、国際的に見ても、かつて我が国が誇った学力の高い水準をまた取り戻せるのかという議論にやっとなって入っていき、そのような方策としての悉皆調査、すべてことごとくという調査になるわけでございます。

このままの学習意欲の低下を放ったらかしにしといて、これから10年、20年、30年たった先でどのような成人、大人が生まれるのか考えると、私はまず心が寒くなります。

初めてこういう状況に至った我が国の知力を、これから向上させてもとの状態、我が国はこの世界に羽ばたいたのも、学力があつてこそでという考え方をしておりますので、ぜひともこれは悉皆調査であるこの学力テスト実施、継続してもらって、客観データを集積して、そして先生方にもどうすればいいのかという具体的な課題を搜し当てて、世界に誇る学力をまた取り戻してもらいたいという思いを持って、この意見には大賛成でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。まず、原案反対者、ありませんか。――次に、原案賛成者、討論ありませんか。4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 私は賛成でございます。順位もどんどんつけてもらいたいと思います。今、運動会でも何か1位、2位がないと、こんなおかしいことはないと思います。難しいことはわからんけど、私は賛成でございます。

それから、6番の小林議員の意見にありましたが、私もこの発議案には何でおれの名前がないんかのってさっき聞いたんですが、ぜひ私もこの意見に加えてもらいたい、それは小林議員の意見に同意します。

しかし、この発議に対しては賛成でございます。

以上です。

○議長（渕野けさ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渕野けさ子君） これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔議員21名中起立15名〕

○議長（渕野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渕野けさ子君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（渕野けさ子君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会あいさつ。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成21年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

まず、本定例会に教育長が病気で欠席をいたしまして、一般質問等の答弁をすることができず、議員の皆さんに御迷惑をおかけしたことに對しまして、深くおわびを申し上げます。

さて、12月8日に開会いたしました本定例会も、本日をもって閉会となりますが、議員の皆さん方には15日間にわたりましてすべての議案に慎重な御審議と御審査をいただきまして、提

案いたしました30議案につきましてすべて原案のとおり御可決をいただきまして、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

ここで、ことし1年を振り返って見ますと、政権交代を初めとして実にさまざまな出来事がありました。世界的に金融危機に伴った景気後退の影響は大変深刻化しておりまして、雇用不安の拡大など、私たちの暮らしというものが大きな転換期を迎えていると私は痛感しております。

このような中、私の2期目、これからの4年間につきましては、施政方針でも申し述べさせていただきましたが、7つの提言を基本とした施策を展開して、市民が安心して暮らしていくことができる地域自治を大切にしたい。住みよき日本一のまち、由布市の実現に向けて、厳しい財政状況のもとではありますが、創意工夫を行いながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

さらには、来年2月1日から日出生台演習場で実施を予定されている在沖繩米軍海兵隊実弾射撃移転訓練に関しましても、市民の皆さんの安全を第一義に、安全対策の徹底を図ってまいりたい所存であります。

議員の皆さん方におかれましては、市政の発展に向け来年も変わらぬ御支援、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、年の瀬となりまして。これから寒さが一段と厳しくなってくると思っておりますけれども、くれぐれも御自愛をいただきまして、すばらしい新年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（**瀧野けさ子**君） 私より閉会に当たりごあいさつを申し上げます。

12月8日開会の今議会は、由布市第2期市議会議員選挙後初の定例会であり、首藤市長にとっても2期目のスタートとなる定例会でございました。議会においても、4常任委員会制から3常任委員会制での初の委員会審議や、昨年の湯布院において野焼き中での悲惨な事故を受けての野焼き条例の改正などが審議され、改正された新たな条例として制定されるなど、本日まで長きにわたっての御審議に、議員各位に感謝申し上げます。

今、国においてのさまざまな改革が進められ、暮らしや経済対策に関連しての第2次の補正が検討されているほか、22年度の予算案も年内に決定のようです。これらの動きを敏感に情報収集しての市政のかじ取りが必要になってくることが推察されます。執行部のみならず、議員各位もこれらの動きを敏感にキャッチして、由布市の地域のきずなを高め、市民の皆様が物の豊かさから心の豊かさを感じる暮らしのために、住みよき日本一のまちづくりを目指し、進化し続ける由布市であることを念じたいものです。

さて、議長として初の定例会を開会し、そして閉会に当たり、私の所感として議会マナーについて喚起申し上げます。

新議員の一般質問は、今定例会で5名の全議員が、地域に密着した市民の声を取り上げての真

摯かつ真剣な一般質問に感動するものがあり、とても新鮮な気持ちとなりました。

全体的には、議場は神聖な場である中で、市民福祉のための議論の場でもあります。議員として改めて品格と風格とモラルが欠如しているとの意見も、傍聴者など市民から厳しい意見も寄せられました。由布市議会議員としての意識を再認識していただき、初心を忘れることなく、議員として、また一人の人間としての優しさや寛容な心をもつての、議会人としての意識を高めることも大切ではないでしょうか。

執行部におかれましては、議論を通じての答弁、対応は人それぞれの個性は仕方ないとしても、その答弁に行政のプロ意識に欠如していると言われてもしようがない場面もございました。答弁は、毅然たる態度が必要です。その発言に責務と意志統一と信念を持つての議会答弁を望みます。

議員、執行部、お互いの目的は由布市民の福祉向上です。お互いが切磋琢磨しての由布市のまちづくりに磨きをかけていきましょう。

最後に、今議会での多くの意見につきましては、真摯にかつ迅速な対応をよろしくお願い申し上げます。

あわせて、年末年始は市民の皆様を初め、市長、職員各位には健康に御留意され、家族団欒の中に輝かしい新年を迎えることを祈念申し上げます。

議員各位には、いよいよことしも残すところあとわずかとなりました。何かと御多忙のことと思いますが、健康に十分御留意の上、ますますの議員活動にお励みいただきますよう念じ、今議会の閉会に当たりましてお礼のごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

以上をもちまして、これにて平成21年第4回由布市議会定例会を閉会いたします。

午後0時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員